

飯豊町建設工事予定価格事前公表実施要綱

平成26年7月1日

飯豊町庁達第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事に係る入札・契約手続きの透明性の向上及び不正行為の防止を図るため、予定価格について入札執行前の公表(以下「事前公表」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 事前公表の対象とする建設工事(以下「対象工事」という。)は、1件当たりの設計金額が5億円を超える競争入札に付するものとする。

(公表の方法)

第3条 予定価格の事前公表は、飯豊町条件付き一般競争入札試行実施要綱(平成22年飯豊町告示第9号。以下「実施要綱」という。)第3条に規定する入札の公告に記載する。

(公表する価格)

第4条 事前公表する予定価格は、飯豊町財務規則(昭和63年規則第3号)第103条により定めた予定価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(予定価格の決定時期等)

第5条 対象工事に係る予定価格は、実施要綱第2条に定める飯豊町建設工事等指名業者選定審査委員会にて選定された後、速やかに決定するものとする。

2 対象工事の入札においては、予定価格を記載した書面の封入を要しないものとする。ただし、予定価格を記載した書面に非公表としている情報が含まれる場合はこの限りでない。

(入札の回数)

第6条 対象工事に係る入札は、当該入札の回数を1回とする。

(工事費内訳書の提出)

第7条 対象工事の入札に参加する者は、入札をする際に工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、町長が当該工事費内訳書の提出書を要しないと認める場合は、この限りでない。

2 入札執行者は、開札と同時に工事費内訳書の内容を確認するものとする。

(入札の無効)

第8条 予定価格を超えた入札、工事費内訳書の提出のない入札及び工事費内訳書により算定した金額と異なる金額の入札は、無効とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ飯豊町建設工事等指名業者選定審査委員会において別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。